

広島県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和二年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道澄合豊平線	山県郡北広島町戸谷字弓場郷四〇二五番地先から 山県郡北広島町戸谷字堤田一二二五九番一地先まで	令和二年一〇月一五日